

会 議 記 録			
会 議 の 名 称	決算特別委員会 環境厚生分科会		会議場所 全員協議会室 担当職員 山末
日 時	令和元年9月24日(火曜日)	開 議	午後 1 時 00 分
		閉 議	午後 4 時 19 分
出席委員	◎富谷 ○並河 長澤 大塚 三宅 小松 西口		
理事者 出席者	【環境市民部】 由良部長 [環境政策課] 山内課長、大倉環境保全担当課長、小林主幹、白波瀬環境政策係長 【健康福祉部】 河原部長 [地域福祉課] 佐々木課長、中野副課長、的場福祉総務係長、近藤保護第1係長 [高齢福祉課] 山内課長、松本副課長、永田認知症支援係長、山口高齢者係長 [健康増進課] 大西課長		
事務局	山内事務局長、鈴木議事調査係長、山末主査		
傍聴者	市民 1名	報道関係者 0名	議員1名(平本)

会 議 の 概 要

- 1 開会
- 2 事務局日程説明
- 3 事務事業評価

[理事者入室] 環境市民部

(1)環境保全対策経費

<環境市民部長>

(あいさつ)

<環境政策課長>

(資料に基づき説明)

～ 1 3 : 1 5

[質疑]

<長澤委員>

現地視察でも不法投棄防止等の看板があった。もう少し大きい看板にしてはどうかと感じたのだが、何かに配慮してその大きさにしているのか。また、新しい看板の作成やメディア等を活用して不法投棄防止等の啓発を行う場合にかかる経費は環境保全対策経費の中で賄うことになるのか。

<環境政策課長>

看板の大きさについては、特に規制はない。もっと目立つような形で作成できればと思う。看板等を設置する際の財源として、不法投棄未然防止事業助成金を活用することが可能である。来年度は財源を見ながら看板の設置を充実していきたい。メディア的な話だが、以前にホームページ等を活用し、警察と連携する中で、不法投

棄をしっかりと監視・捜査しているということを発信したこともある。投棄物があれば捜査中というシールを貼り、放置していないというサインを見せて未然防止を図っている。キャンペーン等を実施しようとするれば、環境保全対策経費で対応することになると考える。

<三宅委員>

フェイスブックに巡回中の写真をアップし、この件は捜査中であるということをPRすればよいと考えるがどうか。

<環境政策課長>

経費がかからずにたくさんの人に発信できる。秘書広報課とも調整して発信の方法を検討したい。

<西口委員>

これまでのポイ捨ての年ごとの状況を教えてほしい。

<環境政策課長>

ポイ捨てを広く不法投棄と定義した場合だが、平成30年は72件、平成29年は87件、平成28年は62件であった。平成24年までさかのぼると134件であり、平成25年が156件である。現在は減少傾向にあるといえる。

<西口委員>

不法投棄を撲滅していくためには、この事業をさらに充実させていかなければならない。ポスター等は非常に効果大きい。私たちが視察に行った鹿児島県でも大きな文字で啓発し、効果を出していた。先ほど答弁のあった捜査中という表示は効果的であると考え。啓発用の看板を作成する際は、文言も含めて検討し、数もふやしていくべきと考えるがどうか。

<環境市民部長>

環境先進都市を目指しているため、まずは不法投棄の撲滅を目指したい。看板についても、他市町村の例を見ながら、交通の支障にならない程度に設置数をふやすなど、十分に意見をいただきながら検討していきたい。

<西口委員>

より効果のある啓発をお願いしたい。不法投棄がふえてきている場所もあり、調査することも非常に大事だが、何か考えはあるか。

<環境政策課長>

監視や調査等が大事であると考えている。我々は業務委託でパトロール等を行っているが、それとは別に「“ながら”サポートプロジェクト」の協定を締結している。これは、楠新聞舗、郵便局、環境事業公社に協力いただき、仕事をしながら市内を巡回される際に、何かあれば通報いただくものである。皆様の力を借りながら進めていきたい。

<西口委員>

不法投棄は人目につかない場所に多いが、監視カメラの設置についてはどうか。

<環境政策課長>

本日現地視察を行った箇所の対岸で、NPOや地元自治会に掃除をしてもらったあとに監視カメラを置いたところ、不法投棄がなくなった。監視カメラの影響力は非常に大きいと考えている。ダミーでも効果があるという話も聞く。先ほどの財源を監視カメラに充当できる部分もある。現在設置しているものは、80万～90万円程度で高額だが、太陽光で発電して稼働する移動式のものなので、それを一時的に不法投棄の多いところに置くことは可能である。今後、状況を見ながら少しずつふやしていくことも一つの手法かと思う。

<小松委員>

不法投棄・不法開発等監視員と不法投棄対策業務委託料では同じような監視やパトロールをされている部分もあると思うが、連携や役割分担は。

<環境政策課長>

嘱託職員は警察OBであり、不法投棄等の警察の案件になるようなものについて、しっかりと警察との連携を図るための嘱託職員である。日常のパトロールもしており、京都府の機動班や警察との連携による対応について、パイプ役を担ってもらっている。業務委託については、ことしはシルバー人材センター、去年はLINK'Sに委託した。現地視察を行った京都縦貫自動車道の側道あたりを重点区域として、週に1回は必ず通るということなどを決めながら行っている。比較的小さなポイ捨てや回収可能な不法投棄物の早期対応等、役割分担しながら行っている。両者が連携しながら警察等につなぐ体制になっている。

<小松委員>

今後の課題で、対応が非常に複雑化しているとの話があった。近隣の関係がなかなか複雑になってきている。雑草や空き地の問題なども出てきている中で、そういった対策がふえてくるのではないかと思う。今の予算でそういったところの対策は可能なのか。

<環境市民部長>

最近では、家に人がいなくなることによる雑草の問題を苦情として聞くこともある。一般質問でも答弁したが、現在のところ、我々も登記簿に出ていることしかわからず、地元の方に情報を聞くなどして対応している。今後、そういった問題が増加することが考えられるため、条例を含めた対応を含めて検討していきたい。

<長澤委員>

不法投棄未然防止助成金は助成率が2分の1であるとの説明であった。不法投棄委託料の約306万円の一部が助成金の対象になり、その2分の1がこの金額になっているのか。

<環境政策課長>

そのとおりである。

<長澤委員>

これはどこからの助成金なのか。また、上限額はあるのか。

<環境政策課長>

日本家電製品協会からの助成金である。特に上限は聞いていないが、亀岡市以外からもいろいろな申請があるため、予算の範囲内で配分を調整される部分もあると思う。

<大塚委員>

手法・活動実績の中に、地域景観保全事業の実施、完了とあるが、個人に対してどの程度アプローチできるのか。例えば、保津川の宇津根橋の下流右岸に船のようなものが何十年も放置してあり、その下には墓石が放置されている。景観の観点から見ても何らかの対策を打たなければならないと思うが、そういったことは難しいのか。

<環境政策課長>

行政が入り込むことはなかなか難しいのが現状であり、慎重に取り組まなければならない。所有者と連絡・協議しながらお願いしている現状である。生命・身体・財産に大きな危険を及ぼしたり、行政代執行が必要な場合は行政が入ることもあると思うが、それ以外にはなかなか難しい状況である。

<並河副委員長>

嘱託職員は毎年変わるのか。

<環境政策課長>

毎年ではない。警察OBであり、警察を退職されて3年ほど雇用している。できるだけ長くいていただきたいが、年齢的なものもある。

<富谷委員長>

昨年と比べて不法投棄対策業務委託料が削減されているが、これは業務量が減ったのか。

<環境政策課長>

不法投棄対策業務委託料は、平成29年度までは2団体に委託していた。平成30年度からは、“ながら”サポートプロジェクトの協定等で協力いただきながら、1団体に絞って市内全域を回っていただくこととした結果、委託料が下がった。皆様の力をできるだけ借りながら経費削減を進めた結果である。

<西口委員>

現地視察で投棄されていたプロパンガスのボンベは、捜査の対象になるのではないか。

<環境政策課長>

対象となる可能性はあるので、河川管理者を通じて警察と連携・調整していきたい。検挙することにより、抑止力にもつながると思う。

～13:39

[評価]

[評価シート記入]

<富谷委員長>

事務事業評価表の集計を行う。

・評価1 必要性

○6人・△なし・×なし

・評価2 妥当性

○6人・△なし・×なし

・評価3 効率性

○6人・△なし・×なし

・評価4 費用対効果

○5人・△1人・×なし

・評価5 成果

○1人・△5人・×なし

[評価結果のまとめ]

<富谷委員長>

「費用対効果」について、△とした委員の意見をいただきたい。

<長澤委員>

非常に努力していることはわかるが、効果をどのように評価するのかという点で悩むところがあり、△とした。

<富谷委員長>

「成果」について、△とした委員の意見をいただきたい。

<三宅委員>

不法投棄が多く、そういった意味では成果が出ているとはいえないとの思いから△とした。

<大塚委員>

ごみの投棄が多いので、十分に監視できていないのではないかと感じた。新たに“ながら”サポーター協定を締結していることから、今後に期待したい。しかし、夜間はなかなか監視ができないため、監視カメラを効率的に活用すれば今後の成果が期待できるのではないかと思う。

<小松委員>

十分に努力していることは評価したいが、不法投棄やいろいろな苦情が出ており、検討の余地がある。○に近い△とした。

<並河副委員長>

広報を充実させればさらに効果が出てくると思う。○に近い△とした。

<西口委員>

先ほど年度別の数字を質問したが、徐々にへっている状況である。これは、今までの活動の成果が出てきている証であると考えて○とした。

<富谷委員長>

評価結果を決定し、意見をまとめたい。評価結果の意見をいただきたい。

<三宅委員>

「見直しの上の継続」としてはどうか。評価はほぼ全て○としたが、マナーの低さを改善する方策を検討いただきたい。

<西口委員>

「拡充」としてほしい。現在、議会ではポイ捨て禁止条例の制定に向けて議論を深めている。そういった中で、拡充すべき重要な事業であると思っている。

<小松委員>

私も「拡充」としてほしい。桂川市長は、環境問題について強く推進しており、移住・定住対策の観点からも美しいまちにしなければならない。監視カメラの導入も含め、拡充すべき要素があると思う。

<長澤委員>

私も「拡充」である。「成果」を△と評価したが、これは、体制が不十分だから成果が十分に出ていないと言えるのかもしれない。また、ポイ捨ての禁止について検討を行っており、環境美化条例を修正するのか、新たな条例を制定するのかについては今後の検討課題だと思うが、そういった方向性からみても拡充すべきと考える。

<大塚委員>

「拡充」としたい。限られた予算の中で工夫していることはよくわかるが、もっと予算がついてもよいのではないかと思う。監視カメラや見守り、啓発をもっと強化し、より成果が上がるようになればよいと思う。

<並河副委員長>

「拡充」でお願いしたい。来年にはスタジアムが完成し、実際に試合が行われるので、多くの人々が亀岡に来るようになると思う。その対策も必要になってくると考える。

<富谷委員長>

評価結果は「拡充」としたい。予算をつけることだけでなく、効率性や広報など、いろいろな手法を駆使して取り組んでもらいたい。担当部から意見を。

<環境市民部長>

本日の意見を十分に踏まえ、協議を行いながら環境美化に向けて取り組んでいきたい。来年はスタジアムがオープンし、観客が訪れることも合わせ、いろいろ施策を考えていきたい。

<富谷委員長>

それでは、環境保全対策経費について、本分科会の評価は「拡充」とする。附帯意見としては、効果的な啓発の手法を検証し、より効果のある手法に改められたいという内容とする。

[理事者退室]

～13:55

<休憩 13:55～14:00>

[理事者入室] 健康福祉部

(2)生活困窮者自立支援事業経費

<健康福祉部長>

(概要説明)

<高齢福祉課長>

(資料に基づき説明)

～14:12

[質疑]

<小松委員>

平成28年度の事務事業評価では、「業務の実態を正確に把握し、相談業務に係る人材育成等を含め、しっかりと連携・対応されたい」との意見を付した。前回の事務事業評価から、庁内の連携がどれだけ進んだのか。また、相談業務に係る人材がどのように改善されたのか。

<地域福祉課長>

庁内連携について、相談の中で何かしらの困窮のサインを察知した際は、なるべく生活相談支援センターを案内したいと考えている。支援センターの庁内周知を図るため、総務担当課長会議等で、困窮や生活に困っているような情報をキャッチした場合は、生活相談支援センターにつないでほしいと伝えている。また、社会的孤立防止対策事業の中で実施している会議では、福祉部門だけでなく建築住宅部門や窓口相談部門から情報が入ることもあるため、庁内連携にも取り組んでいる。

次に、人材関係だが、どのような相談員を配置するのかについては、契約の中で決めており、絶対に配置しなければならないのは主任相談支援員と相談支援員、就労支援相談員である。就労支援員はその相談員と兼ねることができるため、現在2人の相談支援員がおり、その他にセンター長と事務を担当する相談補助員の4人体制で事業を実施している。国の定める養成研修を受講していただくこととしており、ことしも主任相談支援員が研修に行っている。そういった形で育成・支援している

状況である。

<小松委員>

前回の事務事業評価のときと比較すると、改善されてきていると理解すればよいか。

<地域福祉課長>

人材面など、少しずつだが改善に努めている。

<小松委員>

今後の方向性にネットワークづくりと書かれているが、庁内連携についてなのか、その他にも考えているのか。

<地域福祉課長>

ネットワークはこの事業の核の一つである。庁内ネットワークは先ほど申し上げたとおりだが、市役所以外のネットワークが非常に重要であると考えている。生活困窮者に関係する団体とのネットワーク会議を年2回開催しており、互いに情報共有に努めている。会議には、民生委員児童委員協議会、包括支援センター、司法書士会、社会福祉協議会、ハローワーク、障がい者関係の就業支援をされている障害者就業生活支援センター、障害者相談支援センター「お結び」等が入っている。令和元年度は、新たに取組んだ家計改善支援事業の関係で、ファイナンシャルプランナーにも入っていただくなど、徐々に必要な方々を広げながら取り組んでいる。

<並河副委員長>

本人が直接センターに行くことも多いのか。

<地域福祉課長>

市からの相談よりも個人が直接来られることが多い。おしらせ版に支援センターのことを掲載し始めてから、生活困窮の関係の相談ができることを知り、来られた人がふえたと聞いている。また、民生委員から教えてもらったり、支援センターの窓に貼ってあるものを見たりして相談に来た人もいたと聞いている。

<並河副委員長>

年齢層はどのようなものか。

<地域福祉課長>

1番多いのは60歳以上であり、約半数を占めている。それに次いで40代、50代を合わせると約30%となる。30代、20代では割合が徐々に減っている。比較的40代以上や高齢者の割合が多い。

<並河副委員長>

具体的な相談の内容は。

<地域福祉課長>

初回相談時の相談内容を分類すると、最も多いのが収入、生活費のことである。2番目は健康や障がい、病気のことである。その次に、就職の相談が多いようである。

<富谷委員長>

雇用の相談が多いと思う。就労先の拡大に向け、担当課として努力していることはあるか。

<地域福祉課長>

平成29年度から就労準備支援事業をスタートした。この事業を始めたときの目的は、働くことはできるが社会生活面での支援が必要な方に、就労体験や研修を通じて就労に向けた準備をしていただくものである。社会生活面での支援とは、朝起きて仕事に行く習慣や、きちんと3食食べる習慣、コミュニケーションやビジネスマナーといった職場体験や就労に向けた準備である。平成29年度は、農業体験や京都府の自立就労サポートセンターで社会生活面での支援を中心とした各種講習を

実施し、その2つを合わせて延べ6件の利用をいただいている。平成30年度は農業体験とサポートセンターを合わせて延べ5件の利用である。活用が少ないが、一つは雇用情勢が堅調であり、就労が可能な人はハローワークや障害者就業生活支援センター等により、就労支援に至らずに就労されている。また、もう一つは60歳以上の相談が半数を占めている中で、そもそも相談自体が少ないこともある。平成30年度の様態では、サポートセンターの講習を何度か受講された人がいたが、それ以前の様態であるために就労に結びつかなかった。ただし、サポートセンターでは、短期型の就労体験や職場の見学ツアー、清掃作業の講習会のようなものもある。できる限りその人に合った内容で活用していくよう取り組んでいる。

<西口委員>

生活困窮者自立支援事業によって自立できた事例がここ数年の間にあったのか。また、自ら命を絶たれたような事例はあったのか。

<地域福祉課長>

毎年何人かは生活保護を受けることなく就職する人がいる。2～3年前だが、職場でのパワハラによって精神障害を引き起こし、働けないと相談を受けた事例があった。当時、センター長や相談員が就労先に行くなどして支援を行った結果、その就労先は辞められたが、新たに就労してセンターの相談を離れられた事例があった。また、自殺についてはセンター自身では聞いたことはない。

<大塚委員>

現在、国民年金に加入する若い世代が少なくなっており、また、高齢者の収入面での不安の一つに年金問題もあるが、年金との連携はどのようにしているのか。

<地域福祉課長>

連携をとらなければ業務が進まないため、日々情報共有や情報交換に努めている。

<長澤委員>

相談者の約半数が60歳以上ということだったが、60歳以上で生活保護に至らない場合とは、生活保護の基準に至っていないということか。

<地域福祉課長>

生活保護基準以上の収入があっても生活が厳しいという相談がある。また、多重債務の相談もある。ある程度の収入があっても、使い方を間違えれば困窮に陥る。そのあたりが課題だと考え、今年度から家計改善支援事業を実施している。多重債務については、これまでから司法書士会と委託契約を締結して連携している。そういったところへつなげて支援している状況もある。

<長澤委員>

プランの作成が22件だが、どのような支援を行っているのか。

<地域福祉課長>

このプランはセンターが勝手に作成するわけではなく、本人の同意が得られれば作成する。地域福祉課や、介護に関係していれば地域包括支援センターなど、関係者が集い、検証しながらプランをつくっていく。その後、定期的に面接を繰り返し、現在はどうのような状況なのか、次はどの段階まで進めるのかという支援を行いながら進めていくものである。

<長澤委員>

現在の支援センターの人員体制について、相談の量的・質的なことに対応する上で、十分であると感じているのか。

<地域福祉課長>

現在、4名体制で支援している。不足しているのかどうかについては、いろいろな

見方があるかと思う。しかし、事業開始から6年が経過し、人数や件数が一定落ち着いてきている状況があり、我々としてはきちんと機能していると考えている。

～14:35

[評価]

[評価シート記入]

<富谷委員長>

事務事業評価表の集計を行う。

- ・評価1 必要性
○6人・△なし・×なし
- ・評価2 妥当性
○6人・△なし・×なし
- ・評価3 効率性
○6人・△なし・×なし
- ・評価4 費用対効果
○6人・△なし・×なし
- ・評価5 成果
○4人・△2人・×なし

[評価結果のまとめ]

<富谷委員長>

それでは、「成果」について、△とした委員の意見をいただきたい。

<長澤委員>

何をもって成果と見るのかが難しい。担当課や支援センターの責任ではないが、もっと努力が必要ではないかという思いで△をつけた。

<並河副委員長>

相談員が相談者と一緒に会社などに行って話をしてきたということを何回も聞いており、本当に頑張っていると思うが、十分に中身がわからない点もあったため△とした。

<富谷委員長>

それでは、評価結果について意見をいただきたい。

<小松委員>

「拡充」でよいと思う。人的には足りているという答弁があったが、今後、8050問題が本当に重要な課題となってくる。これについては相当な連携や協力、研修等が必要になると思う。

<西口委員>

「現状維持」でどうか。限られた予算の中でしっかりと対応している。先ほどのパワハラの話でも、再度就労に結びついたことはとても大きな成果であり、高く評価する。

<大塚委員>

「現状維持」としたい。セーフティネットの機能を十分に発揮していると思う。また、限られた予算の中で一生懸命頑張っていることがよくわかった。

<長澤委員>

量的には現在の体制で対応できているとのことなので、そういった意味では現状維持だが、庁内連携や関係機関との連携等をさらに深め、機能を広げていただく意味合いから「見直しの上継続」としてはどうかと思う。

<三宅委員>

「現状維持」でよいと思う。8050問題は今後どのようなようになるのかはわからないが、現在の体制で頑張っていたきたい。

<並河副委員長>

私は「拡充」である。どこに相談すればよいかわからない人も多いと思う。私が以前に本会議でこの問題を取り上げて、広報をどうするのかと質問したときは、おしらせ版等で広報していくとの答弁であった。相談に行ったからといって全て解決できるわけではないと思うが、相談する場所があることを知ることにより、何とか頑張っていける場合もある。

<西口委員>

付け加えるが、徐々に変わってくる困窮者の状況にうまく対応しており、次年度以降もしっかりと対応していただけるようなので、現状維持で進めてもらえればよいと思う。そういった意味も含まれている。

<富谷委員長>

「現状維持」の意見が最も多かった。最後に担当部から意見を。

<健康福祉部長>

事業の中身を認識いただき、高い評価をいただいた。さらなる庁内連携や広報の充実に取り組んでいきたい。8050問題や引きこもりの対策はこれからの課題だが、今後もセンターとの連携強化を図り、自立促進を図れるよう取り組んでいきたい。

<富谷委員長>

それでは、生活困窮者自立支援事業経費の本分科会の評価は「現状維持」とする。さまざまな課題に対して、適切に庁内外と連携をとって進めている。今後、広報をさらに充実し、体制強化を継続して事業を推進していただきたい。

～14：47

<休憩 14：47～15：00>

(3) 包括的支援事業経費

<健康福祉部長>

(概要説明)

<高齢福祉課長>

(資料に基づき説明)

～15：19

[質疑]

<三宅委員>

認知症カフェは48回開催し、98人が参加したということか。

<高齢福祉課長>

そうである。

<三宅委員>

この事業を継続すれば参加者がふえていくと見込んでいると思うが、そのあたりについて、もう少し詳しく説明願いたい。

<高齢福祉課長>

平成30年度は亀岡市内の社会福祉法人にカフェの運営を委託し、健康サポート薬局であるゆう薬局の喫茶店で実施した。2法人に委託を行い、委託料は59万4,000円である。開催回数は48回で98人が参加し、相談件数は51件であった。参加者は、対前年度比で約3倍となっており、少しずつではあるが定着してきている。なお、平成28年度は10回開催し、参加人数は140人であり、脳活カフェという名称であった。ガレリアかめおかのあんしん長寿センターで実施していたため、立ち寄れる高齢者が多かったものと考えている。平成29年度はCafe Lierで実施し、開催回数は22回、参加者は32人であった。今後も認知症の家族の負担を軽減し、初期の認知症の人が安心して集える場づくりに努め、認知症になっても住みなれた地域で安心して尊厳ある生活が継続できる地域づくりを推進していくための事業を展開したい。

<長澤委員>

地域ケア会議は全体で開かれているのか、それとも地域包括支援センターごとに開かれているのか。

<高齢福祉課長>

地域ケア会議は、個別事例をそれぞれ出していただき、各地域包括支援センターに案内して、7地域包括支援センター全てに参加いただいている。また、訪問看護ステーションや訪問介護事業所、デイサービスセンター職員、薬剤師、歯科衛生士、福祉用具専門員、認知症介護指導者、管理栄養士等に出席を求め、それぞれのケースについて会議している。例えば、6月に開催したものでは、ターミナル期の男性の方で、残存機能を生かしてADLを保つ手すり等の物的要素の活用やメンタルケア等について検討するという形で、それぞれの職種がかかわれることを考えていく地域ケア個別会議を開催した。

<長澤委員>

地域包括支援センターは、3カ所であったものを5カ所に拡充し、現在は7カ所に拡充されているが、その経過として、最初から7カ所ぐらい開設できる国の仕組みはあったが、亀岡市の実情で最初は3カ所だったのか。それとも、国の仕組み自体が最初は3カ所から始まり、その後に7カ所まで設置できるように仕組みが拡充されてきたのか。

<高齢福祉課長>

地域包括支援センターは、平成17年から要支援者の支援制度が変わったことにより、新たに設置したものである。亀岡市は社会福祉法人や医療法人に委託して事業を行っているが、他市では市職員が行っているところもあり、それぞれの市町村が対応できる範囲の中で行っている。当初は、倣裏会・亀岡病院・シミズ病院に委託して、3カ所で地域包括支援センターを設置した。各圏域に1つずつあるのが望ましいという国の方針であったが、そのほかのところでは、以前の制度であった老人介護支援センターとして、社会福祉協議会、ムツミ病院、第二亀岡園等に委託していた。その後、各地域に地域包括支援センターがあるのが望ましいという地域からの意見も踏まえ、平成30年度からは7カ所に地域包括支援センターを設置した。

<小松委員>

地域包括支援センター運営協議会報酬等が3回とあるが、7地域包括支援センター全体での運営協議会という考え方でよいか。

<高齢福祉課長>

地域包括支援センター運営協議会は、地域支援事業が適正に運営されているのかを審議する会議である。平成17年12月に亀岡市地域包括支援センター運営協議会設置要綱を制定した。委員は、学識経験者・保健、医療及び福祉関係者・介護保険サービス事業者・介護保険の被保険者・その他必要と認められる者等であり、15人の委員を委嘱している。地域包括支援センターの職員が参加するものではない。

<小松委員>

資料で各地域包括センターの運営実績や評価はよくわかるが、地域包括支援センターと市が話し合うような場はないのか。

<高齢福祉課長>

地域包括支援センターの活動評価について、平成30年は2月と6月に実施した。当課の職員が各地域包括支援センターを訪問し、職員を加えたチーム会議を開催した。チーム会議の中で評価内容の話し合いを行い、報告書の提出を求めた。全体会議は、年度末に地域包括支援センターの職員全員を呼んで実施している。その中で評価を活用し、センターの改善策を講じ、計画を見直すことで機能強化に努めている。

<小松委員>

相談延べ件数が、平成29年度が1万2,649件で平成30年度が2万5,794件であり、2倍程度になっている。相談件数がこれだけふえていることについて、会議の中で話は出ていないのか。

<高齢福祉課長>

平成30年度に大きく件数が増加した理由は、平成28年度から地域包括支援センターの職員と当課の職員が、要介護認定を受けていない高齢者を訪問調査する幸福度調査事業を実施したことも、相談しやすい関係づくりにつながったと考えている。地域包括支援センターが地域の自治会や民生委員等が参加する行事や研修会等に参加することもふえてきており、顔の見える関係づくりが進んだものと考えている。

<小松委員>

地域包括支援センターの職員数はあまり変わっていないと思うが、対応できる状況なのか。

<高齢福祉課長>

そういった状況も踏まえ、これまで5カ所であったものを平成30年度から7カ所にして、細かい対応ができるようにしている。経験のある地域包括支援センターと新しい地域包括支援センターとの差や、経験年数の差があるため、それぞれの共有が必要となってきた。平成30年度は、それぞれの3職種ごとの会議を市役所で月に1回開催して情報共有等を行った。

<西口委員>

この事業は、成果を判断するのは難しいが、成果があったと言えることは。

<高齢福祉課長>

包括的支援事業経費は、主には地域包括支援センターの委託料だが、それ以外にもそれぞれの事業を国の要項に基づいて実施している。地域包括支援センター業務の事業評価を通じた機能強化として、平成30年7月に国から通知がきている。それぞれのセンターで事業計画をつくっているのか、市町村から受けた指摘を反映しているのかなど、チェック項目をそれぞれ共有している。一般的な評価というわけではないが、職員の資質向上や適切な人員体制の確保のための指標がある。

<西口委員>

我々は、この事業を今後どうしていくべきかを評価しなければならない。国が言ってきたことをしているだけであれば、市の持ち分がもっと少なくてもよいのではないかと感じる。各センターの中で、成果を検討するような会議は開催されていないのか。

<高齢福祉課副課長>

地域包括支援センターを含めた包括的支援事業の最終目的の一つは、地域に暮らす高齢者にそこで長く暮らしていただけるようにすることと、介護保険制度を持続可能性のある制度にすることである。この2つが大きな課題となっている。そのために大切なこととして、地域包括センターをふやしていくこと、認知症の人が地域で暮らしていけるようにすること、医療・介護・福祉の関係者の意識を一つにすることが挙げられる。介護保険制度は2000年に創設され、現在19年が経過している。非常に肥大化してきている事業であり、国ではいかに予算を抑えていくのかが求められている。国ではこのようなことが求められていたとしても、地域の人が暮らしていく中においては、受け入れやすい形にすることが重要である。地域に暮らしている人に理解してもらうために説明を行ったり、一緒に事業を行ったりしている。また、医療・介護・福祉の関係者の意識が一つになるように取り組んでいる。まずはセンターを設置し、それに対して事業が緒につき始めているのかどうかを見るのが、現時点での評価につながるのではないかと考えている。

<西口委員>

理解度は評価できることだと思う。どこまで理解してもらっているのかがわかれば、我々も評価することができる。

<富谷委員長>

地域包括ケアシステムについては市民相談が非常に多く、窓口はどこなのか、どのような手続きが必要なのかというような基本的な相談内容が多い。どのように周知に努めているのか。

<高齢福祉課長>

地域包括支援センターの周知については、パンフレットの配布や、65歳になり介護保険証を送付する際に資料を同封したりしている。また、民生委員を通じてセンターの周知を図っている。キラリ亀岡おしらせにもそれぞれの介護予防事業について掲載している。介護保険事業計画は3年ごとの計画であり、ことしは2年目になるため、周知方法についても、どのような方法がわかりやすいかというアンケートも含めて実施し、来年の計画にできるだけ反映させたい。

<並河副委員長>

確認だが、圏域高齢者人口は65歳以上の人数でよいか。

<高齢福祉課長>

そのとおりである。平成31年4月1日現在の65歳以上の被保険者の数が2万5,885人で、圏域ごとの人数を記載した。

<並河副委員長>

平成30年度の相談件数がかなり多いが、具体的にはどのような相談内容で、ある程度解決に向けた方向性が出ているのか。

<高齢福祉課長>

相談件数は、各地域包括支援センターで一定の様式に記録している。介護保険サービスの利用についてや高齢者虐待、認知症等、さまざまな内容だが、市として対応しなければならないような案件はすぐに連携し、警察とも連携を図りながら対応している。そこまでに至らないケースについても、友愛訪問という形で地域包括支援

センターで訪問するなどして対応している。

～ 15 : 48

[評価]

[評価シート記入]

<富谷委員長>

事務事業評価表の集計を行う。

- ・評価1 必要性
○6人・△なし・×なし
- ・評価2 妥当性
○6人・△なし・×なし
- ・評価3 効率性
○6人・△なし・×なし
- ・評価4 費用対効果
○6人・△なし・×なし
- ・評価5 成果
○4人・△2人・×なし

[評価結果のまとめ]

<富谷委員長>

「成果」に△をつけた委員の意見をいただきたい。

<長澤委員>

7圏域でセンターの体制が整ったので、今後、センターの役割を果たしていくことを期待し、現状では△とした。

<並河副委員長>

大変な事業であり、本当に頑張っているのはよくわかるが、事業の中身がわからない部分があるため△とした。しかし、介護保険は国の制度の中でやっているが、市としてそれに加えてできることもあるかもしれない。まだいろいろな支援の方法に余地があるのではないかという思いから△とした。

<富谷委員長>

それでは、評価結果について意見をいただきたい。

<大塚委員>

地域包括支援センターは、2020年の地域包括ケアシステムの構築の完成に向け、高齢者が住みなれた地域でその人らしい生活ができるよう、介護や医療、福祉等の専門職が集まって支援を行うためのものである。制度や内容が変わるたびに行政や地域包括支援センターはそれに対応していかなければならず、大変な苦労がある。今後、しばらくの間は高齢者人口がふえるが、高齢者人口が減ってきたときに委託料をどうしていくのか、地域包括支援センターの運営をどうすべきなのかという問題もある。現在は適正な委託料で、限られた人数の中で頑張っており、この状態で継続して進めてもらいたい。

<西口委員>

地域包括支援センターが7カ所に広がり、今後も引き続き頑張ってもらうことから

も、現状維持でよいのではないか。

<三宅委員>

件数等を見ていると、非常に苦勞されていることがよくわかる。人員の不足する部分をどのように改善していくのかについて、検討しなければならないと思う。

<並河副委員長>

「拡充」がよいと思う。財政的に厳しい面があるが、人的配置等も含めて取り組めば、もう少し負担がかからずにできるのではないかと考える。

<長澤委員>

「見直しの上継続」とした。今後の方向性には、「重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けるための支援を、医療・介護・福祉の専門職、事業者が連携して取り組めるよう、市の責任において、包括的支援事業を継続して実施する。」とある。今後、地域包括支援センターを8～9カ所に拡充することとは考えにくいだが、人員体制を量的あるいは質的に充実させていくのかについて、課題もあると思う。そういった意味を込めて「見直しの上継続」とした。

<富谷委員長>

最も意見の多い「見直しの上継続」としたい。担当部から意見を。

<健康福祉部長>

成果を出しにくい部分があるが、理解度を高める上でもわかりやすい事業になるよう努めたい。また、人材不足や周知不足との意見があった。高齢者が住みなれた地域で充実した生活を送ることができる地域社会の実現を目指し、持続可能な包括支援業務の推進に努めたい。

<富谷委員長>

それでは、本分科会の評価は「現状維持」とする。7地域包括支援センターの体制を構築したが、その機能を市民によく周知し、最大限利活用できるようにしてもらいたい。

[理事者退室]

～16:00

<休憩 16:00～16:10>

4 討論～分科会採決

[討論]

<長澤委員>

一般会計決算認定について、反対討論を行う。環境市民部所管分の新火葬場整備計画策定費について、審議会からの答申を受け、亀岡市において整備計画を策定する経費だが、新火葬場の建設予定地について、審議会の答申では余部町丸山が望ましいとの結論であったが、亀岡市においても再度検討すべきであったと考える。詳しくは本会議で述べる。

～16:14

<富谷委員長>

ただいまから、順次採決を行う。

[採決]

第16号議案（一般会計）	挙手	多数	認定（反対：並河、長澤）
第17号議案（国保）	挙手	全員	認定
第18号議案（休日診療）	挙手	全員	認定
第20号議案（介護保険）	挙手	全員	認定
第21号議案（後期高齢）	挙手	全員	認定
第26号議案（病院）	挙手	全員	認定

[指摘要望事項なし]

<富谷委員長>

決算全体会の環境厚生分科会委員長報告、事務事業評価結果のまとめは、これまでの審査内容を踏まえて調整するので正副委員長に一任願う。次回は9月26日の午前10時から分科会を開催し、委員長報告の確認を行う。

散会 ～16：19